

# 岐阜県公報

第 二 百 六 十 八 号  
令 和 四 年 一 月 二 十 一 日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則  
(建築指導課) 三三五

### 告 示

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則  
(同) 三三六

### 公 示

道路の区域変更 (道路維持課) 三三六  
土地改良区役員の退任 (飛騨農林事務所) 三三七  
落札者等に関する公示 (ぎふ木遊館) 三三七  
あつせん員候補者の氏名、職業等 (労働委員会) 三三七

## 規 則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則(昭和四十九年岐阜県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イ」と及び第六十三条第三項第五号イ」に改める。

第二条第一項中、「第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に改める。

別記第一号様式及び別記第三号様式中

「第28条の4第3項第5号イ  
第31条の2第2項第14号ハ  
第62条の3第4項第14号ハ  
第63条第3項第5号イ  
第68条の69第3項第5号イ」  
を  
「第28  
第31  
第62  
第63

条の4第3項第5号イ  
条の2第2項第14号ハ  
条の3第4項第14号ハ  
条第3項第5号イ」  
に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

岐阜県優良住宅認定事務施行規則（昭和四十九年岐阜県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第六十三条第三項第六号及び第六十八条の六十九第三項第六号」を「及び第六十三条第三項第六号」に改める。

第二条第一項及び第三条第一項中、「第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号」に改める。

別記第一号様式中

「第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第15号二  
第62条の3第4項第15号二  
第63条第3項第6号  
第68条の69第3項第6号」

を

「第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第15号  
第62条の3第4項第15号  
第63条第3項第6号」

「改め、同様式備考第六号中、「第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改める。」

「第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第15号二  
第62条の3第4項第15号二  
第63条第3項第6号  
第68条の69第3項第6号」

を

「第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第15号  
第62条の3第4項第15号  
第63条第3項第6号」

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年一月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	美並 和良 宝線	郡上市美並町白山字頓屋敷五〇一番一地从先から同市同町同字同五〇〇番一地从先まで	121.3	121.0	12.0	121.0	

岐阜県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、令和四年一月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
県道	中之元線 古川線	揖斐郡大野町大字野字滝谷新田二四五四番地先から同郡同町大字同字広坂二二二番地先まで	二・六〇 三・三〇	二・七〇 二四・二	二〇・〇	二〇・〇	

公 示

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
上野平土地改良区	令和 三・五・三	理事	牛丸 粂 幸	高山市松之木町 三一六三番地五

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 調達する役務の名称及び数量 ぎふ木遊館駐車場課金装置等の賃貸借及び保守管理業務 一式
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和 3 年 10 月 15 日
- 落札者を決定した日 令和 3 年 11 月 26 日
- 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 20 番 9 号 三菱電機ケレジット株式会社中部支店 支店長 丸山 潤
- 落札金額 14,700,840 円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称 岐阜県ぎふ木遊館管理調整係
  - 所 在 地 岐阜市学園町二丁目 33 番地

あっせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あっせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

令和四年一月二十一日

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢 一

氏 名	現 職 等	委 嘱 年 月 日
秋 保 賢 一	弁護士 岐阜県労働委員会委員	令和 三・二・二四

村瀬 康仁	樋口 博久	景山 多美	今尾 任城	一柳 正義	村瀬 尚子	安藤 正弘	大宮 満	鈴木 慎	北島 あづさ	栗本 理花	筒井 和浩	大野 正博	三井 栄	浅井 直美	平野 博史	
岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	岐阜県労働委員会事務局長	株式会社東海化成常務取締役 岐阜県労働委員会委員	株式会社イマオコーポレーション代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	セイノーホールディングス株式会社顧問 岐阜県労働委員会委員	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員	JAM東海KVK労働組合執行委員長 岐阜県労働委員会委員	UAゼンセン岐阜県支部長 岐阜県労働委員会委員	岐阜一般労働組合執行委員長 岐阜県労働委員会委員	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長 岐阜県労働委員会委員	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長 岐阜県労働委員会委員	朝日大学法学部教授 岐阜県労働委員会委員	△経営学環教授 岐阜県労働委員会委員	東海国立大学機構岐阜大学社会システム	弁護士 岐阜県労働委員会委員	弁護士 岐阜県労働委員会委員
同	令和 三・四・一三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

令和四年一月二十一日発行

発行者  
岐阜市

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社